

1 後見報酬に関して指摘される点とそれに対して考えられる方策

指摘される点

考えられる方策

① 後見事務の内容にかかわらず一定の報酬が一律に付与される。

① 後見事務の内容を問わずに一定の報酬を付与する「基本報酬」という考え方は採用しない方向

② 財産額が多額であるだけで報酬額が高額になる。

② 財産額が多額であっても後見事務が複雑とは限らず、財産額を基準に報酬を算出する考え方は採用しない方向

③ 財産管理事務以外の事務は、報酬算定の際に評価しづらい。

③ 財産管理事務以外にも、身上監護事務や後見人支援事務についても高く評価する方向

2 考えられる方向性

⇒ 報酬は、後見事務の難易度及びその事務の質に応じて評価

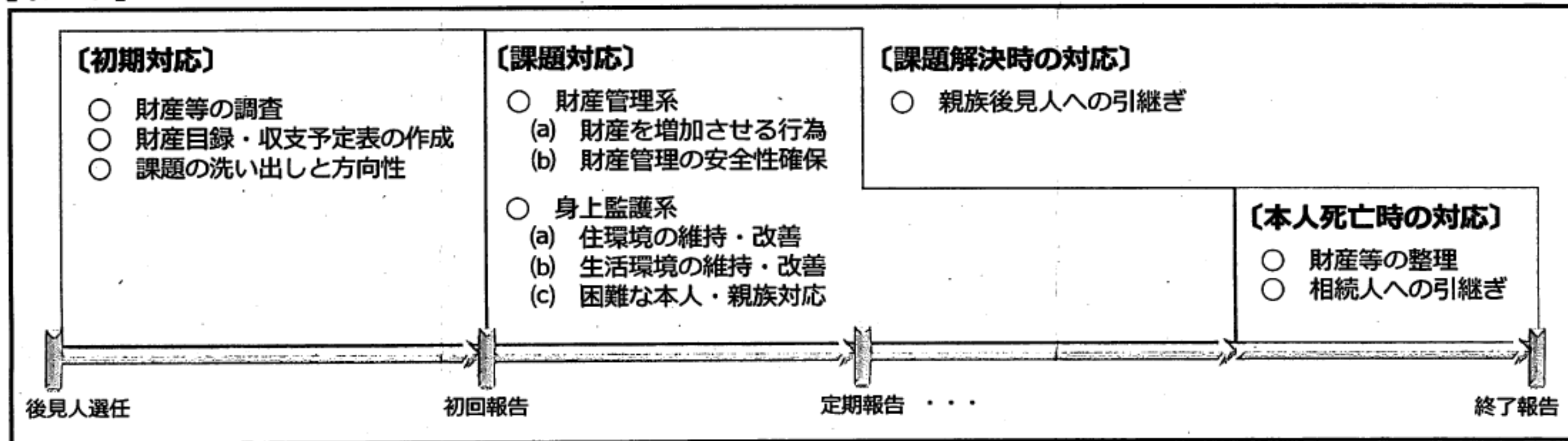
後見事務を類型化し、その標準的な難易度に応じて「標準額」を定めた上で、その事務の質に応じて額を加減して具体的な金額を算定

新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）

3 今後の議論が必要と考えられる論点

(1) 報酬算定に考慮する後見事務の類型化

【イメージ】



(2) 報酬算定の方法

- ① 各後見事務についての対価
⇒ 個々の事務の難易度に応じた「標準額」を設定
- ② 事務の質に応じた評価
⇒ どのような資料を参照するかは今後の検討課題

【イメージ】

